

令和3年11月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和3年11月10日(水) 午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

農地利用最適化推進委員 田中 文夫

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司

議 長 皆さん、こんにちは。紀南ではなかなかちょっと雨が少なくて、みかん農家にとってはこれがどういう風になっていくのか、ちょっと心配もあるんですけども、夏の長雨でみかんの状態も大変悪かったような感じですし、梅干しもかなり皆さん遅れてきているようでございます。コロナ禍の中で和歌山県としましては、びっくりするほど爆発的なことはなかったので、安心していただけるわけなんですけれども、この先、子供たちの環境がどういふ風に変っていくのかということの方が、一番心配されるところでございまして。本日も、スムーズに進めたいと思いますので、進行にご協力の方をお願いしたいと思います。それでは早速、農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、104㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年10月13日です。この件なんですけども、鉄塔が建ったということで4㎡減るにあたって合意解約するものです。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、000㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年10月5日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、634㎡、他1筆、合計12、124㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年10月5日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5、000㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年10月5日です。以上、合意解約の報告です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 844㎡、他10筆、合計7, 770㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間30, 000円、口座払い、期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 235㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 620㎡、他1筆、合計2, 662㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、全体で年間30, 000円、持参払い、期間は令和3年12月1日から令和6年11月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、902㎡、他2筆、合計2, 965㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間30, 000円、持参払い、期間は令和3年12月1日から令和23年10月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、390㎡、他2筆、合計2, 170㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和3年12月1日から令和5年11月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、711㎡、他1筆、合計1, 125㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の麦、期間は令和3年12月1日から令和6年11月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 916㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 536㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和33年11月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 355㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5, 000円、口座払い、期間は令和3年12月1日から令和23年11月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、339㎡、他3筆、合計1, 250㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 104の内1, 100㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和13年3月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、540㎡、他1筆、合計876㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、622㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 181㎡貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の新規です。15番、

〇〇〇字〇〇〇〇、畑、467㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、459㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の新規です。合計16件、36筆、31,689㎡、貸し手14名、借り手6名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番から。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ということで異議ありません。

議 長 はい、2番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、3番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは〇〇〇〇のちょっと上の農地で、ちょっと1年休耕にしていたので、不動産に売のかなという噂もあったんですけど、無事に親戚の方が梅畑にするということで異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11から16まで6件、異議ございません。

議 長 はい、以上16件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権の移転の申し出がございましたので事務局からの説明をお願いします。

農振課 岡本 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、660㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は100万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和3年11月24日、所有権移転の時期は令和3年11月24日です。合計1件、1筆、660㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしくお願

ます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、所有権の移転について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんの案件で支払いも済みました。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。岡本君、ありがとうございます。

(農振課 岡本退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、ございません、全員出席ということでございます。また、新庄の田中文夫推進委員さんも今回出席されておりますのでご紹介しておきます。本日の会議録署名委員に、16番川井委員さん、17番長嶺委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

井戸 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,216㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は317㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は58㎡、他2筆、合計988㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は441㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上4件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当しておりません。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんも年配で耕作できないということで、ご近所の〇〇君が購入して耕作するということです。異議ありません。

議 長 はい、2番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇君がもともと〇〇さんの土地を耕作してほしいということで、長年耕作しておりました。この度、縁あって売買するというので、異議ございません。

議	長	はい、3番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この譲受人の〇〇さんは、〇〇さん所有の家も購入して転入してくるということです。異議ございません。
議	長	はい、4番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、議案第1号農地法第3条申請4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は164㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟60.69㎡、駐車場・庭103.31㎡、合計164㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月4日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は山林、住宅地、道路に囲まれた小集団の第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は609㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は835㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,061㎡、他3筆、合計2,544㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は認定こども園、661.06㎡、駐車場等、3,326.94㎡、合計3,988㎡、着工日、工事期間は許可日より1年4ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月4日抜きです。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は山林、道路、堤等に囲まれた小集団の第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8日の日に〇〇委員さん、事務局長、係長と自分とで現地調査に行ってきました。5条2件と2条2件ということで、4件で10時くらいには終わりました。それでは5条申請2件報告させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約900m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響は、東側畑、譲渡人の所有地です。西側畑、〇〇〇〇さんの同意あり。と市道です。南側畑、譲渡人の所有地で、北側は宅地です。〇〇水利組合連絡協議会の同意があります。転用理由、選定理由は貸人と借人は親子です。貸人は相続により取得しましたが、農業者ではないため耕作が困難となっていたことから、この度、娘夫婦の居宅新築用地として転用するものです。30年間の使用貸借契約です。転用内容は、住宅(1棟)・駐車場等、切土盛土はありません。排水等について、汚水は

北側隣接地の母屋の集落排水用汚水槽へ放流し、雨水は既設排水路を經由し、西側市道側溝へ放流するとのことです。許可相当と考えます。2番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約100m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響は、東側県道、西側山林、南側雑種地、北側はため池です。〇〇水利組合の同意もあります。転用理由、選定理由は当法人は現在〇〇〇〇を運営していますが、建物の老朽化や津波被害などを考慮し、安全性や交通の利便性が確保できる適地を探していましたところ、この度、耕作が困難となっていた申請地を認定こども園の移転用地として転用するものです。転用内容は、認定こども園（鉄骨2階建）・屋外遊技場・駐車場等で、盛土は85cmから2m65cmです。排水等について、合併浄化槽で処理後、雨水とともに、西側公共水路へ放流するとのことです。許可相当と考えます。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いしますが、〇〇委員さんの案件がございますので、2番を除いて先に1番だけを審議したいと思います。それでは1番について逐条審議をお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の現地調査の委員さんのお話のとおり、相続で譲ってもらったそうでございます。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員さん退席願います。
(〇〇委員退席)
- 議 長 それでは2番について逐条審議をお願いします。
- 〇〇推進委員 推進委員の〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、2番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇委員着席)
- 議 長 続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
- 松平 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は82㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、亡き父が相続により取得した後、昭和43年から駐車場として利用され、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は307㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、亡き祖父から贈与により取得したが、昭和60年頃から耕作されず、その後山林化し、現在に至っています。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見

を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について、私の方から現地調査の報告をさせていただきます。まず、1番ですけれども、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約100mということで、〇〇〇〇がありますその道路を挟んで斜め向かい側になります。現況は雑種地ということです。隣接状況につきましては、東側が県道、西側が宅地、南側が雑種地、北側が宅地ということです。非農地となった経緯等ですけれども、申請地は亡くなったお父さんが相続により取得した後、昭和43年から駐車場として利用され、現在に至っていますということです。近隣住民の方、地元農業委員の証明もあります。そういうことで許可相当と考えております。2番について、申請場所は〇〇〇〇より東へ約350mということで、〇〇〇〇の100mほど東へ上った所ということで、現況は山林になっております。隣接状況につきましては、東側が山林、西側が畑と雑種地、南側が雑種地、北側が山林ということです。非農地となった経緯等ですけれども、申請地は亡き祖父からの贈与により取得しましたが、昭和60年頃より耕作されず、その後、山林化し、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあるということで、これについても許可相当と考えております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の委員さんの報告のとおりで異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申し出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 5ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,639㎡、他2筆、合計5,781㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は1000kg、希望価格は600万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、1番について、状況の説明をお願い致します。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地につきましては、温州みかんを植えているんですが、一反当たり1トンぐらいと申出に書いているんですけれども、かなり成木でよく実がなるような木らしいです。そして、〇〇〇〇特有の傾斜地になり、段々畑になっておりまして、南向きです。モノラックとスプリンクラーがついております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これ、字が二つになっているけど、引っ付いているのか、分かれているのかどっちですか。

〇〇番 委員 ちよつと分かれています。

議 長 はい、それでは議案第4号農地等売渡あつせん申し出1件につきまして、あつせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですので、あつせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、この3名をお願いします。以上あつせんについて、委員さん方ご苦労ですが、よろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は15,465㎡の内4,00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,450㎡の内4,00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は152㎡の内10,00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は280㎡の内12,50㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート 柱1本、機器装置一式。以上4件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,450㎡の内4,00㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日が令和3年10月7日で、理由は携帯電話無線基地局用地として貸付するためです。以上1件報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。10月の県の農業会議に提出致しました5条申請3件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。

〇〇番 委員 すいません。ちょっと教えてほしいんですけども、先程の農地法第53条第1項第14号による協議の件なんですけども、3番と4番の場所はどこになりますか。

松平 係長 3番と4番については、〇〇〇〇になります。

〇〇番 委員 両方ともですか。

松平 係長 はい。そうです。

〇〇番 委員 はい、有難うございます。

議 長 他にございませんか。無ければ、事務局から報告がありますので、事務局からの説明をお願いします。

井戸 事務員 (農業者年金について説明)

議 長 はい、質問はございませんか。井戸君も一生懸命学習をされて説明会など行っていただいて、勉強されておりますので、何なりと、わからないところを質問していただけたらと思います。コロナ禍で加入推進に回るのが大変心苦しいところがあるんですけども、また、立ち話の時にでもこういった話題を出していただければと思っております。年金に関して何かございませんか。ないようですので、年金の話はこれで、あと、人・農地プランの方も皆様資料をもらって、利用権の設定等やってくれていることだろうと思いますが、このコロナ禍でなかなか進んでいないと思いますけれども、また機会がありましたら、立ち話でも利用権の設定、売買の方など薦めていただきたいと思います。以上です。事務局の方他に何かございますか。本日は、長時間に亘り慎重にご審議いただきましてどうもありがとうございました。

午後2時45分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

16番 委員

17番 委員

議

長